

## 6・3 貨物の安全な積み付けおよび運送

### 6・3・1 危険物の運送

国際航海における危険品の海上輸送は、固体ばら積み貨物については国際海上固体ばら積み貨物規則(IMSBC コード)、個品危険物(コンテナ)については国際海上危険物規程(IMDG コード)、液体ばら積み貨物については危険化学品のばら積運送のための船舶の構造および設備に関する国際規則(IBC コード)に詳細な要件が規定されており、IMO 危険物・固体貨物小委員会(DSC)および、ばら積液体・気体貨物小委員会(BLG)(平成 26(2014)年より貨物運送小委員会(CCC)と汚染防止・対応小委員会(PPR)に再編)において、定期的な見直しが行われている。

#### 1. IMDG コード(国際海上危険物規定)改正の検討

同コードは、危険物運送の実態等に対応して 2 年毎に改正が行われている。

次回第 37 回改正は平成 28(2016)年 1 月 1 日に発効、国内法である危険物船舶輸送及び貯蔵規則(危規則)の改正は、IMO 推奨のとおりコード発効の 1 年前、平成 27(2015)年 1 月に公布施行された。

#### 2. IMSBC コード(国際海上固体ばら積み貨物規則)改正

##### (1) 背景・経緯

IMSBC コードは平成 23(2011)年 1 月 1 日に強制化された。IMDG コードと同様、2 年毎に改正が行われ、最新版は平成 27(2015)年 1 月に発効した。コード未採用の貨物の固体ばら積み貨物に掛かる詳細要件についての提案が各国から IMO に提出されており、CCC および海上安全委員会(MSC)において審議、採択されている。

##### (2) MSC95 および CCC2 の審議結果

平成 27(2015)年 6 月の第 95 回 MSC において、平成 29(2017)年 1 月発効予定のIMSBCコード平成 27(2015)年改正が採択された。平成 27(2015)年 9 月の CCC2 において、ボーキサイト及び石炭の液化化危険性及び安全要件について、詳細な技術的事項を検討することが必要とされたため、我が国をコーディネーターとする通信部会(CG)が設置され、具体的な検討を行った結果、チタノマグネタイトサンド他、10 種類の新規貨物個別スケジュール案の取り入れが合意された。

### 6・3・2 コンテナの損失防止策に係る SOLAS 条約改正(コンテナ総重量確定制度)

#### 1. 背景・経緯

平成 27(2015)年 6 月の MSC95 において、海上コンテナ総重量の誤申告が原因とされるコンテナ損失事故の防止策として、船積み前のコンテナ実重量の確実な証明行為が行われるよう海上人命安全条約(SOLAS 条約)の改正が採択された(平成 28(2016)年 7 月 1 日に発効)。

#### 2. わが国のコンテナ総重量確定制度

上記の SOLAS 改正を国内規則に取り込むため、国土交通省港湾局、海事局から依頼を受

け、荷主、海貨業者から船社、ターミナルが現状どのように貨物重量情報を入手しているかに関するヒアリング調査を実施し、この結果を基に国交省が省令改正、告示制定、実施ガイドラインについてパブリックコメントを行ない、コンテナ搬入票による情報伝達を基本とする新制度開始に向けた準備が進捗した。ICS、WSC 等の団体からも同制度に関するガイドライン、FAQ が公表され、船社間で情報を共有した。

### 6・3・3 ISO/TC104(貨物コンテナ)に関する対応

#### 1. ISO の概要

国際標準化機構(ISO:International Organization for Standardization)は、昭和 22(1947)年に設立された全世界的な非政府機構(本部:ジュネーブ)であり、国際連合および国連専門機関等における諮問組織的地位を有している。

ISO には各国毎に代表的標準化機関1機関のみが参加可能であり、約 140 カ国の参加国から成り立っている。製品やサービスの国際交流の容易化、知的、科学的、経済的活動分野における国際間協力の促進を目的とし、分野別に約 190 の専門委員会(Technical Committee =TC)が設置され、審議を行っている。

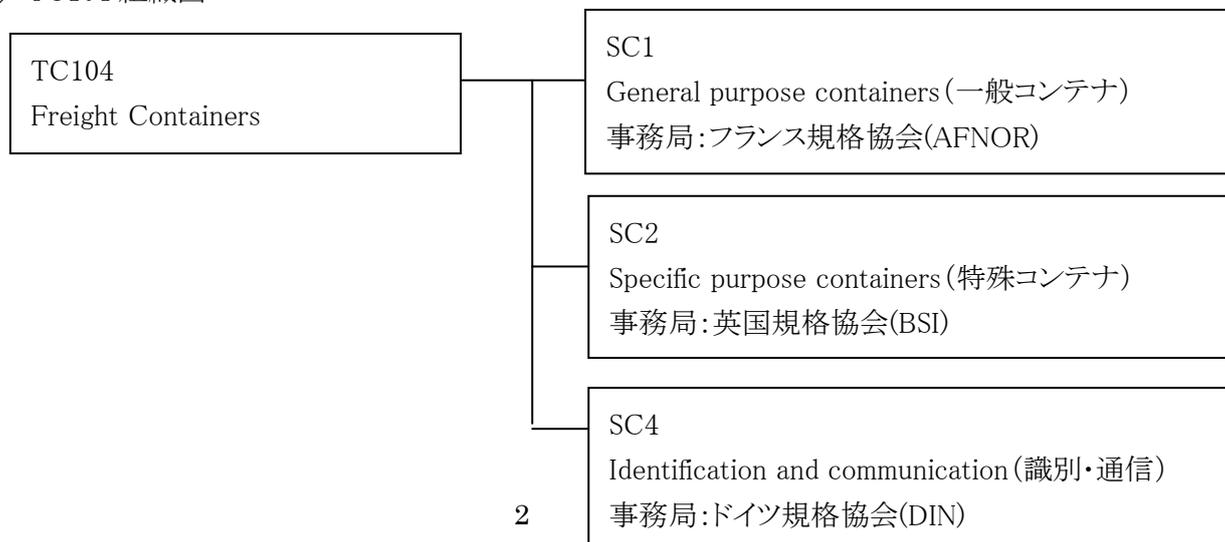
なお、わが国からは、閣議了解に基づき昭和 27(1952)年 4 月 15 日以来「日本工業標準調査会(Japanese Industrial Standards Committee=JISC)」(事務局:経済産業省産業技術環境局基準認証ユニット)が参画している。

#### 2. ISO/TC104(貨物コンテナ)の概要

当協会は、JISC の承認の下、ISO の中で 104 番目に設置された専門委員会である TC104 の国内審議団体を引き受けている。TC104 は 29 カ国の正式加盟国(P メンバー:業務に積極的に参画し、規格投票に対する債務および可能な限り会議に参加するメンバー)および 25カ国のオブザーバー加盟国(O メンバー:オブザーバーとして業務に参画するメンバーであり、意見提出、会議出席の権利を有する)にて構成され、貨物コンテナ、特に海上コンテナに関する専門用語の定義、仕様、試験方法および付番等に関する標準化を審議している。

TC104 の傘下には現在、3 つの SC(Sub Committee)があり、さらにその下部組織として WG(Working Group)が置かれている。

#### ISO/TC104 組織図



### 3. ISO/TC104 における当協会の役割

当協会は、平成 10(1998)年 4 月以降、ISO/TC104 にかかわる国内審議団体事務局を行っており、「ISO コンテナ委員会」にてその審議がなされている。メンバーは、コンテナを使用する当協会加盟船社 3 社を中心として、コンテナやコンテナ関連機器製造メーカーおよび関係省庁担当で構成されている。会合は案件に応じて適宜開催され、関連省庁、関係団体等からの意見照会、調査協力、規格案投票等に対応している。

平成 27(2015)年度も、主として各 SC/WG が管掌する既存の規格の定期的見直しが行われ、可燃性冷媒を使用した冷凍コンテナの安全基準等に関する審議には、SC2/ WG1 会合に参加するなどして意見反映に努めた。

また、当協会は JISC 物流技術専門委員会に参画しており、工業標準に係る調査審議に対応している。